

“三方よし近江牛”活動推進マーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、“三方よし近江牛”活動推進マーク（以下「推進マーク」）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 推進マークを使用する場合は、あらかじめ「“三方よし近江牛”活動推進マーク使用届出書（別記様式）」を農政水産部畜産課長（以下「畜産課長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 報道機関が報道の目的で使用する場合

(2) その他畜産課長が適当と認めた場合

2 畜産課長は、推進マークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。

(1) 近江牛および生産者等の信用または品位を害すると認められる場合

(2) 第三者の利益を害すると認められる場合

(3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合

(4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合

(5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用する恐れがあると認められる場合

(6) その他、畜産課長が不適切であると判断した場合

(使用料)

第3条 推進マークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 推進マークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) “三方よし近江牛”の活動推進、普及およびPRの趣旨に則り使用すること

(2) “三方よし近江牛”のイメージを損なう使用をしないこと

(3) 別紙に定める推進マークの形状（デザイン）および色（カラー）を変更しないこと

(4) 第2条第2項第1号から第5号までに該当しないこと

(届出内容の変更)

第5条 推進マークの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「“三方よし近江牛”活動推進マーク使用届出書（別記様式）」を畜産課長に提出しなければならない。

(責任の制限)

第6条 推進マークの使用を届け出た者が推進マークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進マークの使用に関して必要な事項は、畜産課長が別に定める。

附則

1 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

(別紙)

1. 形状 (デザイン)



2. 色 (カラー)

-  プロセスカラー C20 M100 Y100 K20
DIC 2486
-  プロセスカラー C100 M80 K20
DIC 255
-  プロセスカラー C100 M30 Y100 K40
DIC 377
-  プロセスカラー C20 M30 Y70
DIC 2316